

食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約(仮称) の概要

外務省地球環境課

平成25年2月

目次

1. 食料及び農業のための植物遺伝資源とは
2. 本条約作成の背景及び経緯
3. 本条約の概要
 - (1) 多数国間の制度とは
 - (2) 定型の素材移転契約(SMTA)の主な内容
 - (3) SMTAに基づく取引のイメージ
4. 本条約を締結する意義
5. 本条約と名古屋議定書の関係

1. 食料及び農業のための植物遺伝資源とは

「食料及び農業のための植物遺伝資源」(以下、単に「植物遺伝資源」とする。)とは、食料及び農業のための価値を有する植物体の全部又は一部であって遺伝の機能的な単位を有するもののこと。例えば、食用作物、飼料用作物、これらの近縁野生種の種子、塊茎、塊根、苗木、細胞塊など。

本条約は、世界中に存在する植物遺伝資源について、食糧安全保障上特に重要なものを中心に、その利用と保全を調和させつつ促進するもの。



2. 条約作成の背景及び経緯

1983年 国際連合食糧農業機関(FAO)の総会において、「植物遺伝資源に関する国際的申し合わせ」を採択

植物遺伝資源は人類共通の財産であり、その所在国のいかににかかわらず世界中の研究者等が制限なく利用できるようにすべき

→国際農業研究センターを中心とした世界的な収集・配布体制が確立

1993年 「生物多様性条約」(遺伝資源の保全・利用に関する包括的な国際的枠組み)が発効

各国は自国の天然資源に対して主権的権利を有し、遺伝資源へのアクセスは当該資源が存する各国の国内法令に従う

→生物多様性条約の原則は、国際的申し合わせの考え方と矛盾し、植物遺伝資源の主たる利用目的である作物育種(多数系統の掛け合わせ)に馴染まない

→FAO総会において、「国際的申し合わせ」を生物多様性条約と調和を図りつつ見直すことを決議

2001年 FAO総会において、「食料及び農業のための植物遺伝資源に関する国際条約」(仮称)(以下、「食料・農業植物遺伝資源条約」とする。)を採択

2004年 発効

2013年 2月現在、127か国及びEUが締結

3. 条約の概要

目的: 生物多様性条約と調和する方法による植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用並びにその利用から生ずる利益の公正かつ衡平な配分

植物遺伝資源の保全及び持続可能な利用のため、締約国に以下の取組を義務付け

- 植物遺伝資源の保全、探査、収集、特徴の把握、評価等の総合的な取組の促進
- 多様な農法の開発、育種の促進等、植物遺伝資源の持続可能な利用を促進する適当な措置の策定及び維持
- 他の締約国への技術援助の提供の促進

植物遺伝資源の取得を容易にするとともに、その利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するため、多数国間の制度を設立

- 植物遺伝資源のうち、食糧安全保障上の重要性及び育種・研究の材料として国境を越えて融通し合うことの重要性を基準として選定された穀類、豆類、野菜等35種類の食用作物及び81種の飼料用作物が対象(附属書 に掲載)
- 基準に合致していると考えられるものであっても、条約交渉の過程において制度に含めることに合意が得られなかった大豆、トマト、さとうきび等は含まれていない



(1) 多数国間の制度とは

育種や研究を行う者による植物遺伝資源の取得を容易にするとともに、その利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分するための仕組み。主な内容は以下のとおり。

各締約国は、附属書 の植物遺伝資源であって**国の管理及び監督の下にあり、かつ、公共のものとなっているもの**の種類及び所在に関する情報を条約事務局に提供し、条約事務局は当該情報を公表

条約理事会は、公表された植物遺伝資源の取引の条件や利益の配分率等を規定する**定型の契約書**(以下「SMTA」とする。)を定め、各締約国は、当該遺伝資源の提供者によるSMTAの使用を確保

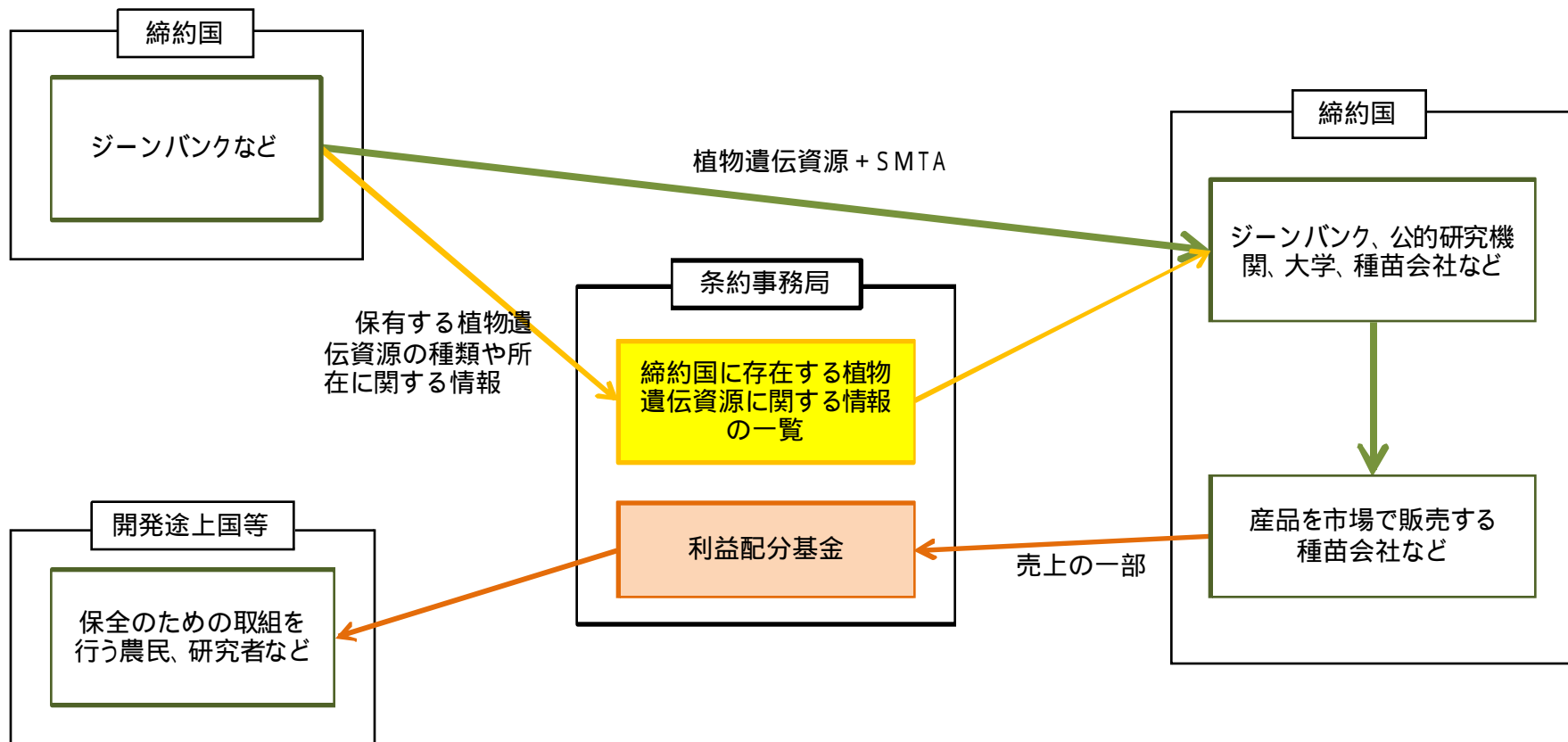
SMTAに基づいて配分される利益をプールする**基金**をFAOに設立し、開発途上国等における植物遺伝資源の保全に関する取組を支援



利用者は、利用したい植物遺伝資源の所在に関する情報を容易に得ることができるとともに、取得の際の契約の締結に要する労力及び時間を大幅に削減

長い年月をかけて植物遺伝資源を育成してきた開発途上国の農業者等に対し、当該植物遺伝資源の利用から生ずる利益を公正かつ衡平に配分

多数国間の制度の下での情報、モノ、カネの主な流れ



(2) 定型の契約書(SMTA)の主な内容

受領者の義務

食料及び農業に関する研究、育種及び訓練のためにのみこの素材を利用・保全する。

多数国間の制度から受領した形態での植物遺伝資源への容易なアクセスを妨げるいかなる権利も主張しない。

提供された素材を他者に配布する場合は、SMTAの条件の下で提供し、条約理事会に通報する。

この素材を含む植物遺伝資源である**産品を商業化する場合**は、**売上高の0.77%**を利益配分基金に支払う。ただし、当該産品が更なる研究及び育種のために制限なく他の者の利用に供される場合を除く。

「産品」には、食料、飼料又は加工のために使用されるものは含まれない。

「商業化する」とは、公開の市場において金銭的利益を得る目的で産品を販売することを指す。

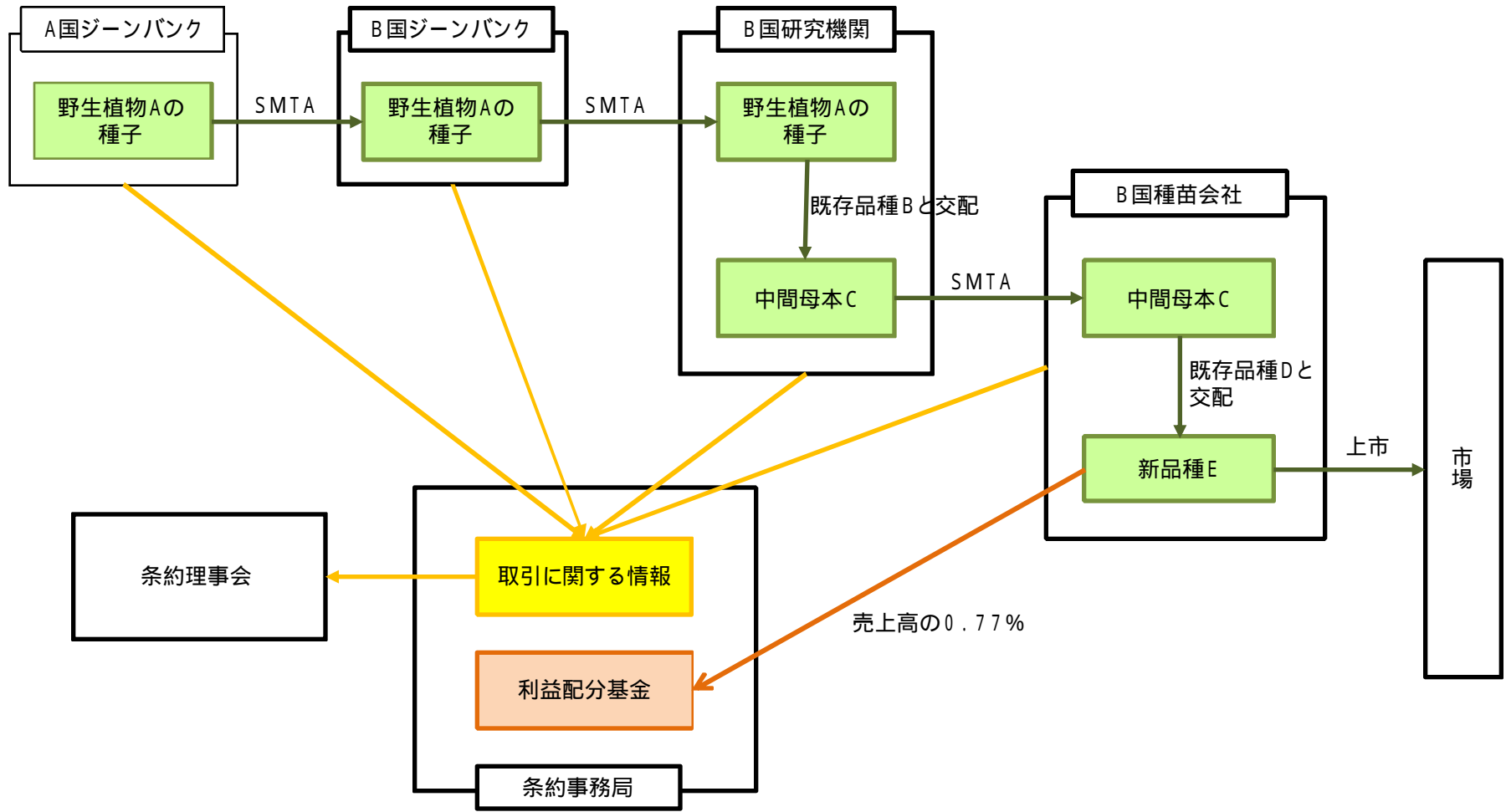
提供者の義務

取得の機会を、迅速に、更なる移転先に関する情報を求めることなく、かつ無償で(有償の場合は必要最小限の手数料で)提供する。

提供される植物遺伝資源とともに、利用可能な関連情報であって秘密でないものを提供する。

締結した契約について、条約理事会に定期的に通報する。

SMTAに基づく取引のイメージ



4. 本条約を締結する意義

生物多様性条約の発効以降、途上国を中心に、植物遺伝資源に対する権利意識が高まり、国内持ち出しを規制する国内制度が整備されつつあり、植物遺伝資源の利用者は、取得の具体的条件について個別の交渉を余儀なくされている。

本条約は、こうした状況に対応し、利用者の負担を軽減することをその内容としていることから、種苗会社、公的研究機関等の利用者を多く抱える我が国としては、作物育種の推進、農業及び関連産業の振興に資するという観点から、本条約の早期締結が重要。

5. 本条約と名古屋議定書の関係

生物多様性条約及び名古屋議定書が、すべての遺伝資源を対象として一般的なルールを定めるものであるのに対し、本条約は、食糧安全保障上の重要性等に基づいて選定された植物遺伝資源を対象として特別な取扱を定めたもの。すなわち、本条約は、**名古屋議定書に対する特別法**としての位置づけ。

名古屋議定書第4条4は、植物遺伝資源(又は、多数国間の制度の対象である植物遺伝資源)に関しては、本条約の締約国には名古屋議定書が適用されない旨を規定。

Nagoya Protocol Article 4.4

This Protocol is the instrument for the implementation of the access and benefit-sharing provisions of the Convention. Where a specialized international access and benefit-sharing instrument applies that is consistent with, and does not run counter to the objectives of the Convention and this Protocol, this Protocol does not apply for the Party or Parties to the specialized instrument in respect of the specific genetic resource covered by and for the purpose of the specialized instrument.